

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月9日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1261

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(再任用短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)</p> <p><b>第21条の5</b> 次の各号に掲げる職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）</u> 給与条例第5条の2第2項、教職員給与条例第6条の2第2項又は警察職員給与条例第6条の2第2項</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(給料の調整額の支給)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 職員の給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第12の2に定める給料の調整額の調整基本額表に掲げる調整基本額（その額が給料月額（給与条例附則第5項、教職員給与条例附則第5項又は警察職員給与条例附則第8項（以下「給与条例附則第5項等」という。）に定める率を乗じる前の額とする。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額（給与条例附則第5項等に定める率を乗じる前の額とする。）の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員等の給料月額)の端数計算)</p> <p><b>第21条の5</b> 次の各号に掲げる職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) <u>地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u> 給与条例第5条の2、教職員給与条例第6条の2又は警察職員給与条例第6条の2</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(給料の調整額の支給)</p> <p><b>第24条</b> (略)</p> <p>2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、<u>調整基本額</u>にその者に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。</p>

があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額(再任用短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。ただし、その額が給料月額 $\frac{100}{25}$ を超えるときは、給料月額 $\frac{100}{25}$ に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る給料の調整額の適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- (1) 定年前再任用短時間勤務職員 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数
- (2) 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者

の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

- (3) 任期付短時間勤務職員 勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前2項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（給与条例附則第5項、教職員給与条例附則第5項又は警察職員給与条例附則第8項（以下「給与条例附則第5項等」という。）に定める率を乗じる前の額）（前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額。以下この項において同じ。）の100分の4.5を超えるときは、給料月額（給与条例附則第5項等に定める率を乗じる前の額とする。）の100分の4.5に相当する額）とする。

- (1) 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第12の2に掲げる額

- (2) 前項第1号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第12の3に掲げる額

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給料月額の100分の25を超えるときは、給料月額の100分の25に相当する額を給料の調整額とする。  
（端数計算）

**第24条の2** 前条第2項、第3項及び第5項の規定による給料の調整額並びに同条第4項に規定する調整基本額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。  
（給与条例附則第14項等の規定の適用を受け

る職員の給料の調整額)

**第24条の3** 給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員に対する第24条第4項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「給料月額（給与条例附則第5項、教職員給与条例附則第5項又は警察職員給与条例附則第8項（以下「給与条例附則第5項等」という。）に定める率を乗じる前の額）」とあるのは「給料月額（100分の101.89を乗じる前の額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、「応じた額」とあるのは「応じた額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」と、「給料月額（給与条例附則第5項等に定める率を乗じる前の額とする）」とあるのは「給料月額（100分の101.89を乗じる前の額に100分の70を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。」と、同項第1号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（扶養手当に係る行政職給料表の9級以上の職員に相当する職員）

**第24条の2** （略）

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給）

**第27条** （略）

2・3 （略）

（扶養手当に係る行政職給料表の9級以上の職員に相当する職員）

**第24条の4** （略）

（時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給）

**第27条** （略）

2・3 （略）

4 給与条例第14条第3項、教職員給与条例第15条第3項及び警察職員給与条例第14条第3項（以下「給与条例第14条第3項等」という。）の人事委員会規則で定める時間は、再任用短時間勤務職員等が、勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間とする。

5 （略）

6 給与条例第14条第4項等の人事委員会規則で定める時間は、再任用短時間勤務職員等が、勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間とする。

7～12 （略）

#### 附 則

9 （略）

4 給与条例第14条第3項、教職員給与条例第15条第3項及び警察職員給与条例第14条第3項（以下「給与条例第14条第3項等」という。）の人事委員会規則で定める時間は、定年  
前再任用短時間勤務職員等が、勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間とする。

5 （略）

6 給与条例第14条第4項等の人事委員会規則で定める時間は、定年  
前再任用短時間勤務職員等が、勤務時間条例第5条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務した時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの時間とする。

7～12 （略）

#### 附 則

9 （略）

10 職員の分限に関する条例（昭和28年静岡県条例第33号）附則第3項の規定により、任命権者は、給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなつた場合には、当該職員に文書によりその旨を通知するものとする。ただし、文書の交付によらないことを適当と認める場合には、適当な方法をもつて文書の交付に代えることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。  
別表第12の2の次に次の1表を加える。

別表第12の3 給料の調整額の調整基本額表（第24条関係）

ア 行政職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	5,600 円
2 級	6,500 円
3 級	7,700 円
4 級	8,200 円
5 級	8,700 円
6 級	9,500 円
7 級	10,700 円
8 級	11,700 円
9 級	13,200 円
10 級	15,600 円

イ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1 級	5,700 円
2 級	6,500 円
3 級	7,300 円
4 級	7,700 円
5 級	8,500 円
6 級	9,700 円
7 級	11,000 円

ウ 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1 級	7,100 円
2 級	7,700 円
3 級	7,900 円
4 級	8,200 円
5 級	8,700 円
6 級	9,800 円
7 級	11,100 円

エ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
1 級	6,000 円

2級	7,200円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,500円
6級	10,700円

オ 高等学校等教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,000円
2級	8,200円
3級	9,900円（教職員給与条例別表第2の備考2に定める職員にあつては、10,200円）
4級	12,500円

カ 中学校小学校教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,800円
2級	8,100円
特2級	8,900円
3級	9,700円（教職員給与条例別表第3の備考2に定める職員にあつては、10,000円）
4級	12,200円

キ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円
7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円
10級	13,600円

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（同条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第24条第4項の規定を適用する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第21条の5、第24条第3項及び第4項並びに第27条第4項及び第6項の規定を適用する。
- 4 前2項に規定するもののほか、令和4年改正条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員に対する給料の調整額に関し必要な経過措置については、人事委員会が別に定める。